

国民年金法

第八十九條 被保険者（第九十條の二第一項の規定の適用を受ける被保険者を除く。）が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、その該当するに

至つた日の属する月の前月からその間に係る保険料は、既に納付されたもの及び第九十三條第一項の規定により前納されたものを除き、納付することを要しない。

- 一 障害基礎年金又は被用者年金各法に基づき障害を支給事由とする年金たる給付その他の障害を支給事由とする給付であつて政令で定めるものの受給権者（最後に厚生年金保険法第四十七條第二項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態（以下この号において「障害状態」という。）に該当しなくなつた日から起算して障害状態に該当することなく三年を経過した障害基礎年金の受給権者（現に障害状態に該当しない者に限る。）その他の政令で定める者を除く。）であるとき。
- 二 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）による生活扶助その他の援助であつて厚生労働省令で定めるものを受けるとき。
- 三 前二号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める施設に入所して

第九十條 次の各号のいずれかに該当する被保険者（次條第一項の規定の適用を受ける被保険者又は学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第四十一條に規定する高等学校の生徒、同法第五十二條に規定する大学の学生その他の生徒又は学生であつて政令で定めるもの（以下「学生等」という。）である被保険者を除く。）から申請があつたときは、社会保険庁長官は、申請があつた日の属する月の前月からその指定する月までの期間に係る保険料につき、既に納付されたもの及び第九十三條第一項の規定により前納されたものを除き、これを納付することを要しないものとすることができる。ただし、世帯主又は配偶者のいずれかが次の各号のいずれにも該当しないときは、この限りでない。

- 一 前年の所得（一月から厚生労働省令で定める月までの月の保険料については、前々年の所得とする。以下この章において同じ。）が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、政令で定める額以下であるとき。
- 二 被保険者又は被保険者の属する世帯の他の世帯員が生活保護法による生活扶助以外の扶助その他の援助であつて厚生労働省令で定めるものを受けるとき。
- 三 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）に定める障害者であつて、前年の所得が政令で定める額以下であるとき。
- 四 地方税法に定める寡婦であつて、前年の所得が前号に規定する政令で定める額以下であるとき。
- 五 保険料を納付することが著しく困難である場合として天災その他の厚生労働省令で定める事由があるとき。

第九十條の二 次の各号のいずれかに該当する被保険者（前條第一項の規定の適用を受ける被保険者又は学生等である被保険者を除く。）から申請があつたときは、社会保険庁長官は、申請があつた日の属する月の前月からその指定する月までの期間に係る保険料につき、既に納付されたもの及び第九十三條第一項の規定により前納されたものを除き、その半額を納付することを要しないものとすることができる。ただし、世帯主又は配偶者のいずれかが次の各号のいずれにも該当しないときは、この限りでない。

- 一 前年の所得が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、政令で定める額以下であるとき。
- 二 前條第一項第一号から第四号までに該当するとき。
- 三 保険料を納付することが著しく困難である場合として天災その他の厚生労働省令で定める事由があるとき。
- 3 第一項第一号に規定する所得の範圍及びその額の計算方法は、政令で定める。

2 前項の規定による処分があつたときは、年金給付の支給要件及び額に関する規定の適用については、その処分は、当該申請があつた日にされたものとみなす。

3 第一項の規定による処分を受けた被保険者から当該処分の取消しの申請があつたときは、社会保険庁長官は、当該申請があつた日の属する月の前月以後の各月の保険料につき、当該処分を取り消すことができる。

4 第一項第一号、第二号及び第四号に規定する所得の範圍及びその額の計算方法は、政令で定める。

国民年金法施行令

(法第八十九條第一号の政令で定める給付等)

第六條の五 法第八十九條第一号に規定する障害を支給事由とする給付であつて政令で定めるものは、次のとおりとする。

- 一 被用者年金各法による障害厚生年金又は障害共済年金(障害の程度が第四條の六に定める障害の状態に該当する者に支給するものに限る。)
二 移行農林共済年金のうち障害共済年金(次項第一号ハにおいて「移行障害共済年金」という。)で障害の程度が第四條の六に定める障害の状態に該当するもの又は平成十三年統計法附則第二十五條第三項の規定により同項に規定する存続組合が支給するものとされた同項第四項第十一号に掲げる特別障害農林年金(次項第一号ハにおいて「特別障害農林年金」という。)で障害の程度が第四條の六に定める障害の状態に該当するもの
三 旧法による障害年金
四 旧厚生年金保険法による障害年金
五 旧船員保険法による障害年金
六 共済事業団又は日本私立学校振興・共済事業団が支給する障害年金(平成八年改正法附則第十六條第三項又は平成十三年統計法附則第十六條第三項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされたものを含む。)
七 恩給法(他の法律において準用する場合を含む。)による年金たる給付のうち障害を支給事由とするもの
八 地方公務員の退職年金に関する条例による年金たる給付のうち障害を支給事由とするもの
九 執行官法附則第十三條の規定による年金たる給付のうち障害を支給事由とするもの
十 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法によつて国家公務員共済組合連合会が支給する年金たる給付のうち障害を支給事由とするもの
十一 国会議員互助年金法による公務員傷病年金
十二 地方議会議員共済会が支給する公務員傷病年金
十三 選旗護認法による障害年金

2 法第八十九條第一号に規定する政令で定める者は、次のとおりとする。

- 一 次に掲げる給付の受給権者であつて、最後に厚生年金保険法第四十七條第二項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態(以下この号において「障害状態」という。)に該当しなくなつた日から起算して障害状態に該当することなく三年を経過したものに(現に障害状態に該当しない者に限る。)
イ 障害基礎年金
ロ 被用者年金各法による障害厚生年金又は障害共済年金
ハ 移行障害共済年金又は特別障害農林年金
二 旧法による障害年金の受給権者であつて、最後に旧法別表に定める程度の障害の状態(以下この号において「障害状態」という。)に該当しなくなつた日から起算して障害状態に該当することなく三年を経過したものに(現に障害状態に該当しない者に限る。)
三 旧厚生年金保険法による障害年金の受給権者であつて、最後に旧厚生年金保険法別表第一に定める程度の障害の状態(以下この号において「障害状態」という。)に該当しなくなつた日から起算して障害状態に該当することなく三年を経過したものに(現に障害状態に該当しない者に限る。)
四 旧船員保険法による障害年金の受給権者であつて、最後に当該障害年金を受ける程度の障害の状態(以下この号において「障害状態」という。)に該当しなくなつた日から起算して障害状態に該当することなく三年を経過したものに(現に障害状態に該当しない者に限る。)
五 国家公務員共済組合が支給する障害年金(平成八年改正法附則第十六條第三項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされたものを含む。)の受給権者であつて、最後に旧国家公務員共済組合法別表第三の上欄に掲げる程度の障害の状態(以下この号において「障害状態」という。)に該当しなくなつた日から起算して障害状態に該当することなく三年を経過したものに(現に障害状態に該当しない者に限る。)

2 法第九十條第一号の政令で定める額は、次のとおりとする。

- 六 地方公務員等共済組合が支給する障害年金(旧地方の施行法第三條の規定により支給される旧地方の施行法第二條第十六号に規定する共済法の障害年金を除く。)の受給権者であつて、最後に旧地方公務員等共済組合法別表第三の上欄に掲げる程度の障害の状態(以下この号において「障害状態」という。)に該当しなくなつた日から起算して障害状態に該当することなく三年を経過したものに(現に障害状態に該当しない者に限る。)
七 日本私立学校振興・共済事業団が支給する障害年金の受給権者であつて、最後に旧私立学校教職員共済組合法第二十五條第一項において準用する旧国家公務員等共済組合法別表第三の上欄に掲げる程度の障害の状態(以下この号において「障害状態」という。)に該当しなくなつた日から起算して障害状態に該当することなく三年を経過したものに(現に障害状態に該当しない者に限る。)
八 移行農林共済年金のうち障害年金の受給権者であつて、最後に旧制度農林共済法別表第二の上欄に掲げる程度の障害の状態(以下この号において「障害状態」という。)に該当しなくなつた日から起算して障害状態に該当することなく三年を経過したものに(現に障害状態に該当しない者に限る。)
九 法第九十條の二第一項第一号及び第一号及び第九十條の三第一項第一号に規定する政令で定める額は、同号の扶養親族等があるときは六十八万円に当該扶養親族等一人につき三十八万円(当該扶養親族等が所得税法に規定する老人控除対象配偶者又は老人扶養親族であるときは当該老人控除対象配偶者又は老人扶養親族一人につき四十八万円とし、当該扶養親族等が同法に規定する特定扶養親族であるときは当該特定扶養親族一人につき六十三万円とする。)を加算した額とする。
十 法第九十條第一項第一号、第二号及び第四号、第九十條の二第一項第一号並びに第九十條の三第一項第一号に規定する所得は、市町村民税(特別区が同法第一條第二項の規定によつて課する同法第五條第二項第一号に掲げる税を含む。以下同じ。)に於ける法令の規定による非課税所得以外の所得とする。
十一 法第九十條第一項第一号、第二号及び第四号に規定する所得の額は、その所得が生じた年の翌年の四月一日の属する年度分の市町村民税に於ける地方税法第三百三十三條第八項及び第九項の規定による控除後の同条第一項に規定する総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額、同法附則第三十三條の第三項において準用する同条第三項第一項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第三十四條第五項において準用する同条第一項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第三十五條第五項において準用する同条第一項に規定する短期譲渡所得の金額並びに同法附則第三十五條の四第四項において準用する同条第一項に規定する商品先物取引に係る雑所得等の金額の合計額とする。

2 法第九十條の二第二項第一号及び第九十條の三第二項第一号に規定する所得の額は、その所得が生じた年の翌年の四月一日の属する年度分の市町村民税に於ける地方税法第三百三十三條第一項に規定する総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額、同法附則第三十三條の第三項において準用する同条第三項第一項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第三十四條第五項において準用する同条第一項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第三十五條第五項において準用する同条第一項に規定する短期譲渡所得の金額並びに同法附則第三十五條の四第四項において準用する同条第一項に規定する商品先物取引に係る雑所得等の金額の合計額とする。

- 一 当該各号に掲げる額を前項の規定によつて計算した額からそれぞれ控除するものとする。
二 当該各号に掲げる額を前項の規定によつて計算した額からそれぞれ控除するものとする。
三 当該各号に掲げる額を前項の規定によつて計算した額からそれぞれ控除するものとする。
四 当該各号に掲げる額を前項の規定によつて計算した額からそれぞれ控除するものとする。
五 当該各号に掲げる額を前項の規定によつて計算した額からそれぞれ控除するものとする。
六 当該各号に掲げる額を前項の規定によつて計算した額からそれぞれ控除するものとする。
七 当該各号に掲げる額を前項の規定によつて計算した額からそれぞれ控除するものとする。
八 当該各号に掲げる額を前項の規定によつて計算した額からそれぞれ控除するものとする。
九 当該各号に掲げる額を前項の規定によつて計算した額からそれぞれ控除するものとする。
十 当該各号に掲げる額を前項の規定によつて計算した額からそれぞれ控除するものとする。
十一 当該各号に掲げる額を前項の規定によつて計算した額からそれぞれ控除するものとする。
十二 当該各号に掲げる額を前項の規定によつて計算した額からそれぞれ控除するものとする。
十三 当該各号に掲げる額を前項の規定によつて計算した額からそれぞれ控除するものとする。
十四 当該各号に掲げる額を前項の規定によつて計算した額からそれぞれ控除するものとする。
十五 当該各号に掲げる額を前項の規定によつて計算した額からそれぞれ控除するものとする。
十六 当該各号に掲げる額を前項の規定によつて計算した額からそれぞれ控除するものとする。
十七 当該各号に掲げる額を前項の規定によつて計算した額からそれぞれ控除するものとする。
十八 当該各号に掲げる額を前項の規定によつて計算した額からそれぞれ控除するものとする。
十九 当該各号に掲げる額を前項の規定によつて計算した額からそれぞれ控除するものとする。
二十 当該各号に掲げる額を前項の規定によつて計算した額からそれぞれ控除するものとする。

2 法第九十條の二第二項第一号及び第九十條の三第二項第一号に規定する所得の額は、その所得が生じた年の翌年の四月一日の属する年度分の市町村民税に於ける地方税法第三百三十三條第一項に規定する総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額、同法附則第三十三條の第三項において準用する同条第三項第一項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第三十四條第五項において準用する同条第一項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第三十五條第五項において準用する同条第一項に規定する短期譲渡所得の金額並びに同法附則第三十五條の四第四項において準用する同条第一項に規定する商品先物取引に係る雑所得等の金額の合計額とする。

- 一 当該各号に掲げる額を前項の規定によつて計算した額からそれぞれ控除するものとする。
二 当該各号に掲げる額を前項の規定によつて計算した額からそれぞれ控除するものとする。
三 当該各号に掲げる額を前項の規定によつて計算した額からそれぞれ控除するものとする。
四 当該各号に掲げる額を前項の規定によつて計算した額からそれぞれ控除するものとする。
五 当該各号に掲げる額を前項の規定によつて計算した額からそれぞれ控除するものとする。
六 当該各号に掲げる額を前項の規定によつて計算した額からそれぞれ控除するものとする。
七 当該各号に掲げる額を前項の規定によつて計算した額からそれぞれ控除するものとする。
八 当該各号に掲げる額を前項の規定によつて計算した額からそれぞれ控除するものとする。
九 当該各号に掲げる額を前項の規定によつて計算した額からそれぞれ控除するものとする。
十 当該各号に掲げる額を前項の規定によつて計算した額からそれぞれ控除するものとする。
十一 当該各号に掲げる額を前項の規定によつて計算した額からそれぞれ控除するものとする。
十二 当該各号に掲げる額を前項の規定によつて計算した額からそれぞれ控除するものとする。
十三 当該各号に掲げる額を前項の規定によつて計算した額からそれぞれ控除するものとする。
十四 当該各号に掲げる額を前項の規定によつて計算した額からそれぞれ控除するものとする。
十五 当該各号に掲げる額を前項の規定によつて計算した額からそれぞれ控除するものとする。
十六 当該各号に掲げる額を前項の規定によつて計算した額からそれぞれ控除するものとする。
十七 当該各号に掲げる額を前項の規定によつて計算した額からそれぞれ控除するものとする。
十八 当該各号に掲げる額を前項の規定によつて計算した額からそれぞれ控除するものとする。
十九 当該各号に掲げる額を前項の規定によつて計算した額からそれぞれ控除するものとする。
二十 当該各号に掲げる額を前項の規定によつて計算した額からそれぞれ控除するものとする。

国民年金法施行規則

(保険料免除となる援助)

第七十四條 法第八十九條第二号に規定する厚生労働省令で定める援助は、次のとおりとする。

- 一 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)による生活扶助
- 二 らい予防法の廃止に関する法律(平成八年法律第二十八号)による援助

(施設の指定)

第七十四條之二 法第八十九條第三号に規定する厚生労働省令で定める施設は、次のとおりとする。

- 一 国立及び国立以外のハンセン病療養所
- 二 国立療養施設
- 三 国立保護施設
- 四 前各号に掲げるもののほか、厚生労働大臣が指定するもの

(保険料免除に関する届出)

第七十五條 第一号被保険者は、法第八十九條各号のいずれかに該当するに至つたときは、次の各号に掲げる事項を記載した届書に、国民年金手帳を添えて、十四日以内に、これを社会保険事務所長等に提出しなければならない。

- 一 氏名及び住所
- 二 保険料の免除理由及びそれに該当した年月日
- 三 基礎年金番号

第七十六條 第一号被保険者は、法第八十九條各号のいずれにも該当しなくかつたときは、次の各号に掲げる事項を記載した届書に、国民年金手帳を添えて、十四日以内に、これを社会保険事務所長等に提出しなければならない。

- 一 氏名及び住所
- 二 保険料の免除理由に該当しなくかつた理由及びその該当しなくかつた年月日
- 三 基礎年金番号

(保険料免除ができる援助)
第七十六條之二 法第九十條第一項第二号に規定する厚生労働省令で定める援助は、生活保護法による生活扶助以外の扶助とする。

(保険料金額免除の申請)

第七十七條 法第九十條第一項の規定による申請は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に、社会保険事務所長等に提出することによつて行われなければならない。

- 一 申請者の氏名、生年月日及び住所並びに基礎年金番号
- 二 申請者の属する世帯の世帯主(申請者が世帯主である場合を除く。次号及び第七十七條之三の第三項第一項において同じ)及び申請者の配偶者の氏名
- 三 申請者、申請者の属する世帯の世帯主又は申請者の配偶者(以下この条及び第七十七條之三において「申請者等」という。)が法第九十條第一項の規定により、保険料を納付することを要しない者であることを明らかにすることができる所得の状況その他の事実

前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。

- 一 国民年金手帳
- 二 前年の所得(令第六條の十一の規定により計算した額をいう。以下この項において同じ)が三十五万円を超えない申請者等(所得のない者を除く)にあつては、所得の状況を明らかにすることができる書類
- 三 前年の所得が三十五万円を超える申請者等にあつては、次に掲げる書類

- イ 申請者等の前年の所得の額並びに扶養親族等の有無及び数に對して、市町村長の証明書
- ロ 申請者等が法第九十條第一項第五号の規定に該当するときは、当該事実を明らかにすることができる書類

(法第九十條第一項第一号に規定する厚生労働省令で定める月)
第七十七條之二 法第九十條第一項第一号に規定する厚生労働省令で定める月は、六月(法第九十條之三第一項第一号に規定する前年の所得にあつては、三月)とする。

(保険料半額免除の申請)
第七十七條之三 法第九十條之三第一項の規定による申請は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を社会保険事務所長等に提出することによつて行われなければならない。

- 一 申請者の氏名、生年月日及び住所並びに基礎年金番号
- 二 申請者の属する世帯の世帯主及び申請者の配偶者の氏名
- 三 申請者等が法第九十條之三第一項の規定により、保険料の半額を納付することを要しない者であることを明らかにすることができる所得の状況その他の事実

(法第九十條第一項第五号、第九十條之二第一項第三号及び第九十條之三第一項第三号に規定する厚生労働省令で定める事由)

第七十七條之三 法第九十條第一項第五号、第九十條之三第一項第三号及び第九十條之三第一項第三号に規定する厚生労働省令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

- 一 法第九十條第一項、第九十條之二第一項及び第九十條之三第一項に規定する申請のあつた日の属する年度又はその前年度における震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、被保険者、世帯主、配偶者又は被保険者、世帯主若しくは配偶者の属する世帯の他の世帯員の所有に係る住宅、家財その他の財産につき被害金額(保険金、損害賠償金等により補充された金額を除く)が、その価格のおおむね二分の一以上である損害を受けたとき。
- 二 法第九十條第一項、第九十條之二第一項及び第九十條之三第一項に規定する申請のあつた日の属する年度又はその前年度において、失業により保険料を納付することが困難と認められるとき。
- 三 その他前二号に掲げる事由に準ずる事由により保険料を納付することが困難と認められるとき。

申請者等が法第九十條之三第一項第三号の規定に該当するときは、当該事実を明らかにすることができる書類

申請者等が法第九十條之三第一項第三号の規定に該当するときは、当該事実を明らかにすることができる書類

申請者等が法第九十條之三第一項第三号の規定に該当するときは、当該事実を明らかにすることができる書類

申請者等が法第九十條之三第一項第三号の規定に該当するときは、当該事実を明らかにすることができる書類

申請者等が法第九十條之三第一項第三号の規定に該当するときは、当該事実を明らかにすることができる書類